革新自治体の文化行政から文化政策へ

Reformist Local Governments : From “cultural administration” to “cultural policy”

野田邦弘＊

＊鳥取大学　nomad@rstu.jp

（18,497字）

日本語要約

革新自治体が牽引した1970年代の自治体文化行政は、「市民文化」の創出、「文化のまちづくり」を目標とする総合行政を目指した。しかし、1980年代以降の革新自治体の消滅と文化施設建設の増加などのなかで、文化行政は総合行政から個別政策課題へ逆戻りした。一方、2000年代に入って登場した創造都市政策では、再び総合行政としての文化のまちづくりが重要課題となり、自治体文化政策は新局面を迎えている。

キーワード

革新自治体、文化行政、行政の文化化、文化政策、創造都市

Summary

The “cultural administration” approach of reformist local governments in the 1970’s in Japan aimed at the creation of citizens’ culture and cultural communities. However, in the 1980’s, reformist local governments disappeared, cultural facilities were built nation-wide, and “cultural administration” relapsed from comprehensive administration to individual administration. In the “creative city” policy, which appeared at the beginning of this century, the formation of cultural communities has again become an important aim in the agenda of comprehensive administration. Local government cultural policy is now facing a new stage. This paper will explain the background, history and features of this change.

Keywords

reformist local government, cultural administration, raising the cultural standard of local government, cultural policy, creative city

|  |
| --- |
|  |

I　はじめに

　わが国の自治体文化政策に関する先行研究としては、特定の文化事業や施設運営等に焦点を当てたもの以外には、清水裕之、本杉省三などの劇場等文化施設の運営に関するもの（清水,1999など）、文化権・文化法制の視点からの自治体文化政策研究（小林,2004,鈴木,2007）などのほか、自治体文化政策自体をテーマにその歴史的変遷をふまえた研究として中川幾郎（中川,1995）（中川,2001）や梅原宏司（梅原,2007）（梅原，2008）のものがある。このなかで1970年代に始まる自治体文化行政をその主要な担い手であった革新自治体との関連で論じたものは梅原の論考（梅原,2007）と（梅原,2008）である。前者は、自治体文化行政における「市民」「自治」という概念について、主に松下圭一の思想との関連のなかで論じており、後者は、行政の文化化について埼玉県の取り組みを事例として研究したものであるが、いずれも自治体文化行政の全体像をとらえるには限定的な内容となっている。

　本稿では、自治体文化政策の歴史をこれまであまり論じられることのなかった革新自治体の運動論のなかに位置づけ、検証を行うと同時に、その後の変遷について述べる。そのうえで、自治体文化行政が目指していた「文化のまちづくり」の理念は一時期忘れらてしまうが、今日「創造都市」という新たな装いのもと復活してきていることを明らかにする。

　戦後わが国において文化政策が本格化するのは、1960年〜70年代の革新自治体[[1]](#endnote-1)1)を中心に取り組まれた自治体「文化行政」である[[2]](#endnote-2)2)。これに対し、国が従来の文化財保護を中心とした伝統的文化政策から現代の芸術・文化も対象とした本格的な文化政策を開始するのは、文化庁に「文化政策推進会議」が設置されて（1989年）以後1990年代に入ってからである[[3]](#endnote-3)3)。

　自治体文化行政では、それまで教育委員会社会教育課が所管していた文化に関する事務事業を首長部局に新設した「文化課」「文化振興課」に移管した[[4]](#endnote-4)4)。文化行政は、当時革新自治体がその確立を目指していた地域民主主義にもとづく「市民文化」[[5]](#endnote-5)5)形成における中軸をなす重要なテーマであった。つまり当時の自治体文化行政は、個別施策としての「文化」行政ではなく、市民文化の形成、文化のまちづくりという根幹的なテーマ＝「総合行政」として位置づけられていたのである。松下圭一は、文化行政の３原則として（１）市民自治、（２）基礎自治体主導、（３）行政革新、をあげたうえで、文化行政について次のように述べている。「今日、日本は農村社会から都市社会への移行の成熟段階にある。行政の転機はここからきている。（中略）経済の〈工業化〉は、社会の〈都市化〉、さらに政治の〈市民化〉をも誘発してくる。これが、都市社会の成熟に伴う新しい事態である。都市社会の成熟によって問われる中軸課題は、『市民自治』による『市民文化』の形成にほかならない。（中略）経済から文化へ、ではなく、経済自体をも社会、政治とおなじく，市民自治にふさわしく再編しなければならないというのが今日の焦点である。」と文化行政は、新しい時代に対応する市民文化の形成にむけた総合行政であると主張している（松下・森,1981,9-10ページ）。

　松下も述べているように、自治体文化行政は、「行政革新」をその原則とした。それは当時「行政の文化化」と呼ばれ、自治体文化行政のなかでもっとも重要な課題として位置づけられていた。「文化に行政を」が文化行政の視点であるなら、その実現には、成熟しつつある市民文化と比べて見劣りする自治体の文化水準を向上させることが必要となる。「行政の文化化」とは、「行政総体の文化的自己革新」「行政の全体を文化の視点で問い直す」ことである（首都圏文化行政研究会,1990,18ページ）。

　梅棹忠夫は「（行政の文化化は）行政当局における文化担当の一，二の部局だけではなくて、行政機構全体の行政スタイルの変革を求める、というのはまことにおもしろい考え方でございます。それはいわば行政に携わる全職員の意識の変革を迫るものである。」とその役割に期待を込めて発言している（総合研究開発機構,1980,18ページ）。

　しかし、革新自治体が目指した文化行政の理念は、1980年代以降忘れ去られていく。この背景には、1970年代後半以降保革相乗りの政権が全国に成立し革新自治体が衰退したこと、この頃から全国で公立文化施設の建設が増加し、理念としての文化行政より現実に施設を建設し運営するノウハウが求められるようになったことがある[[6]](#endnote-6)6)。しかし、文化行政理念の消滅の原因は、このような外的要因だけでなく、文化行政自身がはらんでいた内的要因も指摘されている（後述）。このように革新自治体が総合行政と位置づけた文化行政の理念は、再び1960年代以前の「文化」という個別政策課題へと矮小化されることになる[[7]](#endnote-7)7)。

　一方、1990年代からEUのなかから台頭してきた「創造都市」という都市像は、今世紀に入りわが国でも急速に広がりつつある。この概念の提唱者であるC.ランドリーは、市民の持つ潜在的な「創造力」を引き出しながらそれをまちづくりにつなげていくことを創造都市の手法と考えており、これはかつて革新自治体が提唱した文化行政の理念（文化のまちづくり）と近いと考えられる。

Ⅱ　革新自治体の台頭

　１．革新自治体の台頭とその背景

　まず、わが国の革新自治体の歴史についてふり返る。戦後進駐軍は、日本の民主化を進めるため大胆な改革を矢継ぎ早に行った。なかでも力を入れたのが中央や地方の官庁改革で、内務省をはじめ多くの地方の首長が公職追放された。1946年には地方制度の第1次改革案が成立し、ここに「明治いらいの中央集権主義、官僚主義から、初めて地方分権主義、民主化への方向を取り始めた」（サンケイ新聞自治問題取材班,1973,4ページ）。

　この新たな地方自治制度のもとで1947年第1回統一地方選挙が実施され、北海道、長野、徳島、福岡で民間出身の社会党知事が誕生した[[8]](#endnote-8)8)。その後、京都（1950年）、兵庫（1954年）、大分（1955年）と革新知事の当選が続く。このように1947年に登場した革新自治体は、1970年代末まで興隆をきわめ、わが国の政治史に大きな足跡をのこすことになる。

　横山桂次は、革新自治体を三つの時期に分けている（横山,1976,3-4ページ）。第1期は、1947年の第1回統一地方選挙で北海道や福岡県などの産炭地の炭鉱労働者の支持をバックに革新首長が誕生してから約10年間の時期である。この時期の特徴は、「ナショナルレベルの革新運動の一環として首長選挙がたたかわれ，自治体改革、地域民主主義の構想を持たなかった」点である。この点については、飛鳥田横浜市長のブレーンを務めた鳴海正泰[[9]](#endnote-9)9)も「当時の革新勢力の間には、自治体改革の問題意識が、ほとんどなかったといってよい。地域民主主義の運動も皆無に近かった。このため初期の革新自治行政は、革新勢力全体に支えられることなく、消滅または変身を余儀なくされた」と同じ趣旨のことを述べている（サンケイ新聞自治問題取材班,1973,8ページ）。

　革新自治体が自治体改革や地域民主主義を志向し、中央政府と対峙するようになるのは、高度経済成長の過程で生じた地域較差、都市問題、公害問題などの社会矛盾への住民の不満が募る中実施された1963年の第5回統一地方選挙で大量の革新自治体が生まれてからである。この時期が革新自治体の第2期である。これに先立つ1961年社会党は、運動方針のなかで「反独占国民運動」構想を打ち出すが、その中心的課題として「自治体改革運動を中核とした地域居住組織の確立」を提起した（内閣官房,1969,54ページ）。それまで中央政治の場における闘争に注力していた社会党が、1947年の統一地方選挙で社会党の知事が生まれたことなどから、「自治体改革」や「地域民主主義」という新たな路線として打ち出したものである。

　第5回統一地方選挙では、横浜市（飛鳥田）、京都市（富井）、大阪市（中馬）、北九州市（吉田）と大都市に一挙に革新自治体が誕生した。1959年の第4回統一地方選挙でも、仙台市（島野）、大宮市（泰）、枚方市（寺嶋）、岡山市（寺田）等で革新自治体が成立している。また、1967年には東京都（美濃部）、1971年には大阪府（黒田）に革新知事が誕生した。革新自治体全盛期の到来である。このような革新自治体の増加をふまえ、1964年には「全国革新市長会」[[10]](#endnote-10)10)が結成される。この頃から「革新自治体が共通の問題意識を持ち始めると同時に、自治体改革の重要性がようやく全国的に浸透」し始める。（鳴海, 1970,7ページ）

　1970年代に入っても革新自治体は増加し続けた。1973年の名古屋市（本山）、神戸市（宮崎）、川崎市（伊藤）、1975年の神奈川県（長洲）と続き、太平洋メガロポリスは革新自治体で埋めつくされ、1970年代中頃には革新知事が擁する人口は国民の40％に到達した。しかし1970年代後半に入ると、オイルショックや変動相場制移行による円高ショックなどの経済構造の変化などにより、国および地方の財政悪化が深刻化した[[11]](#endnote-11)11)。革新自治体が積極的に進めた福祉重視策も地方財政の悪化を加速し、自民党などからは「バラマキ」と批判された。さらに、行政改革と住民参加の不徹底、革新自治体を支える政党間の不和[[12]](#endnote-12)12)などから革新自治体の存立基盤が弱体化し、1978年を境に革新自治体は消滅へ向かう[[13]](#endnote-13)13)。このように1970年代前半においては革新自治体の増加が継続するものの、すでにその寿命は尽きつつあったといえる。これが第3期である。

　２．革新自治体が切り拓いた地平とその限

　　　界

　革新自治体の政治・行政はどのようなものであったのだろうか。（鳴海,1976,165-166ページ）にもとづき、革新自治体が切り拓いてきた新たな地平をふり返る。第1に、「明治以来の中央官治型の伝統的政治構造に対応する自治体主導の政治を定着させることができた。」従来の国→自治体→市民という上意下達型政治に対して、市民→自治体→国というボトムアップ型政治を実現した。わが国に、国家中心の集権主義思想に対し、「分権」の思想がはじめて生まれたのである。

　例えば、1971年策定の武蔵野市の指導要綱によるマンション建築規制の事例を見てみる。当時井の頭公園周辺にはマンションが林立し、日照権問題が生じていた。このようななかで武蔵野市では、建築物の設計に先立って、開発業者は日照の影響について市と協議すること、周辺住民の同意を得ることを開発要件とし、これに従わないときは、上下水道等の提供を行わないなどの罰則を設けた。また、公害企業との間で、有害物質の排出等について個別協定を結ぶいわゆる「上乗せ」「横出し」も、全国の多くの工業地帯を抱える自治体で実施された。

　第2に、「中央政策の枠から自治体を解放し、福祉、環境問題など広く市民生活防衛の分野に、政策的リーダーシップを確立することができた。」福祉や環境問題など新らしい政策領域や都市問題の解決の面で革新自治体は国に対してリーダーシップを発揮した。当時、工業化にともなう農村から都市への人口流入を背景に、急速に都市化＝人口増加が進んだ。人口が急増する自治体は、学校などの公共施設整備に追われることになる。大阪市の川西市が全国に先駆けて大規模団地開発に際して開発者に公共用地の提供を求める要綱を作った。これは全国に波及し多くの自治体が要綱にもとづく独自の行政を展開し始めた。鳴海は、このような「法令にこだわらないで、市民が求めている問題解決のためにどうするかという政策」を「権限なき行政の展開」と命名した（鳴海,2006,93ページ）。法律にも条令にも依拠していない執行部内で策定した要綱にもとづく規制のためこのように命名したのである。

　第3は、直接民主主義の実践としての市民との対話などの新しい政治手法の導入である。第2期以降全国の革新自治体をリードした横浜市長の飛鳥田は、当選直後から念願であった「1万人市民集会」を開催しようとした[[14]](#endnote-14)14)。しかし、市会から「議会軽視」「屋上屋を重ねるもの」「市長の選挙運動だ」などと批判され、4度にわたり1万人市民集会の予算案が否決され、市長1期目には開催できず[[15]](#endnote-15)15)、2期目になり「市長と市民の会」主催で1967年に第1回を開催した（参加者約6，000人）。1万人市民集会は、その後1970年に第2回が開催されただけであった[[16]](#endnote-16)16)。直接民主主義を実践するには規模が大きすぎたという反省から、以後は各区で開催する区民会議方式へ転換する。参考にしたのが、ボローニャ市の地区住民評議会（Consiglio di Quartiere）であった。

　対話路線をより強くアピールしようとしたのは、東京都の美濃部都知事であった。美濃部は、「都民対話」を掲げ、就任早々から都内の各施設をあるき、陳情に耳を傾けた。その他、様々な集会にも「一都民として」参加するなど、できるだけ都民と直接の接点を増やすことを目指した。「サンタクロース行政」といわれたきめ細かいサービス行政も、本来の福祉行政というよりは、官僚主義から「親切行政」への転換を印象づけるパフォーマンスの側面も強かった。議会における少数与党の現状では、正攻法で政策転換を行うことは難しいため、マスコミを通じたイメージ作戦を行ったのである（津村,1978,62ページ）。このような手法は、弱者に目を向ける政策を行おうとしている姿勢を都民にアピールすることには成功した。

　第4に、革新自治体が実績をあげることによりにより、戦後一貫して革新勢力には政権担当能力がないと市民からみなされてきたことをはね返し、革新勢力には保守自治体よりも優れた統治能力があることを示し、革新勢力のイメージチェンジを果たした。

　第5に、「自治体の伝統的なムラ役場的構造のなかに、『計画』と『政策』の概念をもちこみ、市民自治の立場から再構成する方向をすすめることができた。（中略）従来の法令解釈や土木技術にもとづく都市問題への対応から、総合科学としての都市政策の確立を提起した」（鳴海,1976,166ページ）。

　戦後政治史に画期をもたらした革新自治体も、1970年代の中頃から衰退していく。この背景には既述したような、財政悪化、自治体革新と住民参加の不徹底、革新自治体を支える政党間の不和の他にも、革新自治体のガバナンス能力の欠如があげられる。また、革新自治体が始めた行政手法を保守自治体も追随するなど、相対的に革新自治体の存在意義が薄れつつあった。「高度成長の矛盾と旧保守自治体を合わせ鏡にして間に合わせてきた革新自治体にとって、高度成長から低成長へ、旧型保守から市民参加を唱える新型保守が現れると、当然争点も消滅してしまう（鳴海,1997,172ページ）」。

　革新自治体内部で当時主張されていたのが、「革新自治体から自治体革新へ」というスローガンであった。革新自治体は、市民の多元的な価値観に対応しつつ市民目線に立った行政を推進するための「自治体革新」が求められていた。しかし、長年にわたり培われてきた旧来からの官僚文化を変えることは困難であった。

　革新自治体が目指した「自治体革新」という理念は、旧自治省のシナリオにもとづくTOKYO作戦[[17]](#endnote-17)17)などにより1070年代終わりから1980年代にかけての革新自治体が衰退していくなかで、あまり語られなくなり、忘れられていくことになる[[18]](#endnote-18)18)。このような自治体をとりまく環境変化の中で、革新自治体が中心となって牽引してきた文化行政のあり方にも変化が生じてきた。「自治体革新」と対をなす「行政の文化化」が次第に語られなくなるのである（後述）。

Ⅲ　革新自治体の主導による文化行政の誕生

　１．自治体文化行政の誕生とその背景

　自治体文化行政は、1970年代に府県の首長部局のなかに「文化課」「文化振興課」といった所管課を設置することから始まる。これらの自治体では、従来教育委員会社会教育課で所管していた文化の仕事を首長部局に移管したのである。この背景には、教育の機能はチャージであるが、文化の機能はディスチャージ（放電）であるため、チャージをモットーとする教育委員会で文化を取り扱うことは矛盾しているという梅棹忠夫の考え方（梅棹,1993）や都市型社会に突入した段階において自治体の社会教育行政は終焉し、生まれ始めた市民文化を育てる文化行政の必要性を主張した松下の考え方（松下,1986）が影響している。表１は、当時首長文化局に設置された文化担当部署である[[19]](#endnote-19)19)。

　また、「文化」という新しい政策課題をどのように進めていったら良いのか迷う自治体が多く、文化行政担当部署の交流のための催しが多く開催され、文化行政ブームをまきおこした。全国規模で開催されたものとしは、NIRA主催シンポジウム「文化行政を考える」（1975）、NIRA・兵庫県主催シンポジウム「新しい時代を拓く文化行政」第1回全国文化行政連絡会議（1976）、全国文化行政連絡会議シンポジウム（1979）などであり、この他に各府県や市主催のものも多数開催された。

表１　首長部局に新設された文化担当部署

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置年 | 自治体 | 部署名 | 首長（＊は革新系） |
| 1958 | 京都市 | 文化局 | 高山義三＊ |
| 1966 | 京都府 | 文化事業室 | 蜷川虎三＊ |
| 1968 | （国） | （文化庁） | （佐藤栄作首相、今日出海長官） |
| 1971 | 宮城県 | 県民課文化振興係 | 山本壮一郎 |
| 1973 | 北海道 | 振興部文化課 | 堂垣内尚弘 |
| 　〃 | 大阪府 | 企画部文化振興室 | 黒田了一＊ |
| 1975 | 兵庫県 | 文化局 | 坂井時忠 |
| 1976 | 埼玉県 | 総務部県民文化室 | 畑和＊ |
| 1977 | 神奈川県 | 県民部文化室 | 長洲一二＊ |

（森,1979. 総合研究開発機構,1975. 松下･森,1981.より作成）

　表１が示すように、首長部局に文化担当部署を新設したのは革新自治体が多い。当時革新自治体が先駆的に取り組んだ政策としては、市民参加、情報公開、消費者行政、コミュニティ、まちづくり、公害･環境、地域おこし、自治体経営、などとならんで文化行政があげられている（全国革新市長会・地方自治センター,1990,189-545ページ）。その具体的事例として、日野市図書館、旭川市北方動物園、高知市点字図書館、金沢市泉鏡花文学賞、仙台市彫刻のあるまちづくり、神奈川県文化行政、釧路市道東の四季像、京都市世界文化自由都市宣言、藤沢市市民オペラ、川崎市日本地名研究所、の10の事例が紹介されている（全国革新市長会・地方自治センター,1990,361-372ページ）。

　当時の文化行政は、公立文化施設建設も未だ本格化していないこともあり、今日考えられている文化政策の内容と若干異なる。社会教育的色彩の強いものも多く、芸術文化に関わる取り組みはまだ少なかったといえる。しかし、文化行政の目的は、単なる「文化振興」ではなく、「人びとがいつまでも住みつづけていたいと希い、そこに住んでいることが誇りに思える、そのような文化の根づいた地域社会をつくる」（森,1988,243ページ）こと、つまり文化によるまちづくりであるというのが当時文化行政を推進した自治体における一般的な認識であった。1980年代以降文化施設の建設が加速化して以降は、施設の建設と管理・運営が自治体文化行の大きな比重を占めるようになる（図1）。

　自治体には、時代に対応した重点的政策領域があるが、1970年代は、公害（環境）→福祉→文化と変化してきた。

　中川は、文化行政の基本的構成要素として（１）市民文化、（２）まちづくり、（３）行政の文化化、の３つをあげ、そのアイデアの提供者（森、松下）にちなんでこれを「MKモデル」と命名した（中川,2001,13ページ）。さらに「表現」「交流」「蓄積」といった活動様態の要素を組み合わせた「MKモデル発展型」を提示している（中川,2001,39ページ）。中川によれば、文化行政は、市民文化、都市文化、行政文化という3つの次元における表現、交流、蓄積活動という3つの機能、からなる都合9つの象限で構成されることになる。

図１　公立文化施設（劇場･音楽堂）の建設数

（公立文化施設協会調べ）

２．行政の文化化

　自治体文化行政の取り組みの中で、自治体の文化水準を上げない限り真の文化行政を推進することはできないという問題意識が芽生えてきた。「行政の文化化」である。森啓によれば、行政の文化化とは「時代の課題である市民文化の創造に行政が参加する」[[20]](#endnote-20)20)ために「これまでのすべての施策や運営を文化の視点で問い直し、それぞれに文化的な意味をもたせること」であり「行政総体の自己革新運動」である（松下・森編著,1981,349ページ）。

　行政の文化化は、3つの側面を持つ。第1は、「すべての行政施策の文化的水準を高める」こと（施策の文化化）である。第2は、「庁風、文風、作風などの,日常の執行スタイルの文化化」で「役所文化を市民社会の文化で洗い直すことである」。第3は、「行政システムの文化化」である。「国→県→市町村→住民と、省庁主導によるタテ系列の個別行政」に決別し、「市民参加」による「自治体主導の総合行政へ」視点を転換することである（松下・森編著,1981,350ページ）。

　「行政の文化化」という用語は、兵庫県文化局が1975年に発行したパンフレット『新しい生活文化の創造』のなかで「行政の文化的展開」という表現が使われたことに始まる。そこでは、「これまで、ややもすれば機能本位に実施してきた施策を文化的視野から見直すことが必要である。」と述べられている（上田編著,1983,233ページ）。当時文化行政に積極的だった自治体では、従来社会教育課で行われてきた文化行政ではなく、首長文化局で展開するために相応しい文化行政の概念を生み出そうと、文化概念の拡張が試みられていた。

　兵庫県では、「文化財」「芸術文化」といった意味で使われてきた文化概念にかわって「生活文化」という言葉をつくり、「生活文化の創造」を県文化行政の目標としたのであった（上田編著,1983,233ページ）。兵庫県の動きをうけ、同年発行されたCDI[[21]](#endnote-21)21)レポート（総合研究開発機構,1975）ではじめて「行政の文化化」という言葉が使われた（上田編著,1983,236ページ）。

　CDIレポートでは、「これまで、もし文化行政が在り得たとするならば、それは文化をいかに行政化するかということ、つまり質や内容としての文化に機能･手段としての行政をどのように付け加えて行くかという方向に進んできた。しかし、文化行政の背景を考慮すると、むしろ行政の文化化、つまり文化形成を究極の目標として、それを受容し運営し易い行政システムを創出することの方がより根源的課題である。」と文化行政にとって、行政の文化化こそがもっとも重要なテーマとなることを主張している（総合研究開発機構,1975,536ページ）。

　自治体として初めて行政の文化化を政策として打ち出したのは、1977年の埼玉県文化行政懇談会（座長：長島恭介埼玉銀行頭取）報告書である（上田編著,1983,242ページ）。

　行政の文化化の取り組みの事例として、1984年横路北海道知事（当時）により取り組まれた事例を紹介する。横路は「言葉の改革を契機に、庁内の活性化に火をつけたい」と道職員に言葉遣いの改革を求めた[[22]](#endnote-22)22)。横路は4つの視点として、（１）わかりやすい言葉づかいの視点、（２）親しみやすい言葉づかいの視点、（３）現代的な言葉づかいの視点、（４）心ある、生き生きとした言葉づかいの視点、をあげている（都市経営総合研究所,1984,101ページ）。現在では当然と思われる内容であるが、当時の自治体では官治主義的な言葉遣いが一般的であり、住民を自治体から遠ざける原因ともなっていたのである[[23]](#endnote-23)23)。

　行政の文化化の取り組みは、およそ文化とは対極に位置する伝統的な官僚組織の文化を根本的に変えようとする文化運動であった。これは、革新自治体が目指した「革新自治体から自治体革新へ」の方向と重なる。しかし、革新自治体の消滅とともに「自治体革新」が語られなくなるのと相即するかたちで「行政の文化化」も忘れ去られることになる。

Ⅳ　革新自治体の消滅と自治体文化行政の変

　　容

　１．革新自治体の消滅

　1960年代後半から増加した革新自治体は、早くも1970年代の後半から後退期に入る。1975年の統一地方選挙で革新は伸び悩む。さらに、1978年の横浜市（飛鳥田）と京都府（蜷川）のにおける保守回帰により「革新自治体の終焉」が語られた。

　革新自治体が興隆を極めた10年間は、経済の高度成長時期と重なる。「成長から福祉へ」というのが革新陣営のスローガンであったが、福祉は経済成長によって可能となったのであり、経済成長により増えたパイをいち早く住民に分配したのが革新自治体であったとみることもできる。従って、革新自治体に住民が支持をあたえたのは、必ずしもその政策や行政手法の優位性にもとづくものではなく、高度経済成長に支えられたという外発的な要因も大きかった。したがって、1970年代後半以降の財政悪化にみまわれると、福祉への財源がショートすることが明らかとなり、国民の革新への期待は減退した。

　さらに、革新自治体衰退の理由として、革新自治体が提唱し実行した政策を保守自治体や保革相乗り首長が採用するようになり、革新自治体の存在理由が希薄化したことも指摘されている。このような事情について松下圭一は、次のように述べている。「60年代から70年代にかけて，市民参加による市民福祉という形で、国中心の経済成長政策に対決した革新自治体の問題設定は、今日では保･革を問わず自治体の常識とみなされる政治公理となった。（中略）その結果、この次元にとどまるかぎり、革新自治体は、保守政治にたいして、理論レベルにおける対決点をうしなう。今後、革新首長が存在理由をもつとすれば、自治体の機構・政策の革新、さらに自治体と国の関係の革新、つまり『自治体改革』をさらに一段、市民の目でたしかめるかたちで実行しないかぎり、新型の保守首長に対抗しえなくなっている。」（松下,1985,117-118ページ）

　また、革新自治体の首長のなかにはガバナンスの能力に欠ける行政の素人、革新勢力により担ぎ出された保守派候補や無所属候補（革新系無所属）といった革新とは名ばかりの首長の存在など、総体的に革新陣営に人材が不足していたことは否めない（内閣総理大臣官房調査室,1969,59ページ）。

　松下が指摘するように、革新自治体の衰退をくいとめるためには、「自治体革新」を進める必要があったが、長年にわたり培われてきた「繁文縟礼」など官僚文化や「休まず、遅れず、働かず」の公務員気質がわずか数年間の「自治体革新」の取り組みにより根本から変化するとは考えにくい。長年にわたり、官治主義に慣れ親しみ「由らしむべし知らしむべからず」をモットーとする行政組織を改革し、情報公開や市民参加にもとづく民主的で開かれた行政へ転換させるためには、首長の強いリーダーシップの発揮が必要である。具体的には、改革に熱心に取り組む職員を報いる人事政策を定着させ、庁内文化や職員の価値観の変革を進めることにより新しい価値観を職員が内面化することが必要であった。

　２．自治体文化行政の変容

　森啓は、自治体文化行政の歴史を、梅棹忠夫に代表される「水道蛇口論」[[24]](#endnote-24)24)の第1期、上田篤に代表される「空間の美学論」[[25]](#endnote-25)25)の第2期それに自治体の首長たちによって主張された「行政の文化化」の第3期と、３つの時期に分けている（森,1979,246ページ）。自治体文化行政は、「行政の文化化」という重要なテーマに逢着し、このテーマにそった取り組みを全国で展開する。

　しかし、行政の文化化をうたった文化行政も今からふり返るといくつかの限界を持っていた。まず、総合行政を目指したはずの文化行政がいつのまにか「文化行政」というひとつの政策領域となっていったことである。梅原は、この点について埼玉県の「行政の文化化モデル事業」の事例をあげながら「行政の文化化の自閉化」と分析している（梅原,2008,57ページ）。

　行政の仕事の進め方は垂直的なヒエラルヒー組織のなかにおける事務分掌に沿って行われるため、特定の事務事業は必ずどこかの課や室といった単位組織の担当となる。この時点でタテワリになる。特定の政策課題を総合行政として推進するには、このような単位組織に割り当てるのではなく、単位組織の上位に位置する企画系や事業本部などの部署の専任業務とすることが必要である。

　文化行政の限界として、次に市民参加の不十分さがあげられる。「市民参加はあくまで事業ごとの事例としてとらえられ、それが一般化･理論化されることはなかったのである（梅原,2008,58ページ）」。この点について梅原は、1970年代中盤以降、市民運動が停滞したことで行政のパートナーを組めるアクターが地域にいなくなったことをあげている。市民運動が停滞したということは、それまでの革新自治体の支持基盤が弱体化したことを意味しており、1970年代後半以降の革新自治体の衰退の原因でもあった。

　また、文化行政の矮小化という問題がある。行政のあり方を根本的に変革しようとした行政の文化化が、単なる自治体のCIの取り組みに矮小化され、ロゴマークの制定などの狭義のデザイン重視政策へと矮小化されるという現象が一部の自治体でみられた[[26]](#endnote-26)26)。

　文化行政の限界を克服するためには、政策評価が必要であったが、政策（行政）評価がわが国に導入されたのは2002年度以降であり、当時はまだ行政において政策評価という考え方はなかった。さらに、評価をしようにも当時の文化行政においては、「文化の香るまち○○市を目指して」というようなあいまいで情緒的な政策理念が多く[[27]](#endnote-27)27)、政策の達成目標や達成手段などに関する既述も曖昧で評価対象とはなりにくいものであった。

　行政の文化化が忘れ去られる一方で、増加する文化施設を専門的見地から管理・運営するアートマネジメントの必要性が叫ばれるようになる[[28]](#endnote-28)28)。また、全国に量産される多目的ホールに対して、芸術家サイドからは「無目的ホール」との批判が生まれてきた。これに対応するかたちで、1990年代以降各地に専門特化した劇場･音楽堂の建設が進む[[29]](#endnote-29)29)。このように自治体文化行政が当初から堅持してきた「文化のまちづくり」という理念は、70年代末からの革新自治体の衰退や増加する公立文化施設建設への対応のなかで、次第に忘れ去られていくことになる。

　ここで便宜的に、1970年代までの行政の文化化を目指した時代を「文化行政の時代」とし、1980年代から1990年代にかけての文化施設建設に主力が注がれた時代を「文化政策の時代」と呼ぶことにする。さらに2000年代の自治体の文化政策を「創造都市の時代」と呼ぶ（創造都市については後述）。文化行政の時代は、文化行政がスタートしたばかりであり、文化施設は未だ十分整備されていなかったため、従来の社会教育行政からいかに自律的な政策分野として発展させるかに腐心し、様々な取り組みが行われた時代であった。また革新自治体が中心となった取り組みであったため、中央直結型の保守政治と差別化するため地域の特色を出すことに腐心していた。

　しかし、行政の文化化というテーマが官僚制度や役所文化に対して正面から改革を挑むという困難な挑戦であったこと、増加する文化施設建設への対応が待ったなしとなったこと、革新自治体が消滅の道をたどったことにより文化行政の推進エンジンが消滅したこと、などから行政の文化化を重点とした自治体文化行政は終息し、ハード建設中心の文化政策の時代が始まる。この時代はハード整備とその運営組織としての文化振興財団の設立が柱であった。バブル経済を背景に国の補助制度を活用した文化施設が全国に建設された。

　バブル経済崩壊後、わが国の経済は低成長が続き、少子高齢化などの環境変化などから中央、地方の財政状況は悪化の一途をたどっていく。1990年代半ばから小さな政府論に基づく改革が始まり、この流れは2003年の指定管理者制度の導入など文化政策の分野にもおよび、各自治体は文化予算の縮減を進めていくことになる。

　このようななかで、ヨーロッパにおける都市再生モデルとして「創造都市」が注目をあびるようになり、わが国でも、2000年代以降創造都市論にもとづく文化政策が増加する。すでに文化施設の整備はほぼ一巡したが、財政悪化のため事業費の縮小が続くなかで、いくつかの都市で従来の「文化政策の時代」とは異なる理念にもとづくあらたな文化政策が始まり（創造都市の時代）、ひとつのブームを巻き起こしている。

Ⅴ　自治体文化政策と創造都市論

　１．創造都市論の台頭

　1990年代頃から、基幹産業の喪失による衰退に見舞われた都市を、芸術文化に重点をおく都市政策により再生する事例が注目を浴びるようになった。創造都市とは、「芸術文化のもつ『創造』性を,新産業や雇用の創出に役立て、ホームレスや環境問題の解決に生かし、都市を多面的に再生させる試みであり、（中略）都市モデルである」（佐々木・水内編著,2009,4ページ）。

　ここでは、創造都市の事例としてイギリススコットランド地方の都市グラスゴーに着目する。グラスゴーは、造船業、鉄鋼業など製造業に牽引され発展した都市であるが、戦後は製造業の衰退により都市が活力を失う。製造業労働者は1971年から1983年のあいだに45％減少し、市の人口は1975年の885,000人から1989年の696,000人に減少した。

　グラスゴーの復活は、都心部のマーチャントシティの再開発から始まった。1980年以降荒廃した古い倉庫街だった同地区に小劇場や、ギャラリー、などの文化施設が集積し、次第に賑わうようになる（市の都市計画にもとづくものではなく、都市計画上の規制緩和と行政機関の補助制度を活用しながら進められた）。また、使われていなかった旧カーペット工場をスコットランド展示会議センターとして再生したり、グラスゴーガーデンフェスティバルを開催するなど都市再生の取り組みが続いた（P.Booth and R.Boyle ,1994,pp.21-47.）。

　1983年にはグラスゴー地区評議会（Glasgow District Council）は、シティプロモーションキャンペーン「グラスゴーマイルズベター」を展開する。このような取り組みが評価されて、グラスゴーは1990年の欧州文化都市に選定された。1991年から1997年までにグラスゴーへの国内旅行者は88%増加するなどグラスゴーは文化と観光のまちとして再生を果たした（宮内,2003,27-31ページ）。以降、グラスゴーの取り組みをまねる都市が数多く生まれる。

　それでは、なぜ今都市再生という文脈で「創造性」が注目されているのであろうか。C.ランドリー（Landry and Bianchini,1995,11-12ページ）によれば、歴史的に見ても創造性は都市にとって最も重要な要素であった。さらに現代では、世界の多くの都市が産業構造の転換という難しい問題に直面しているが、そこでは古い産業が消滅し、付加価値の源泉が製造業から新しい知識を活かした製品、過程、サービスへと移りつつある。19世紀と20世紀に支配的であった産業は、原料や科学技術に依存していたが、21世紀の産業は、創造性とイノベーションにもとづく知識の生産に急速に依存するようになる。この時代で成功をおさめるには、創造性、学際性、全体的思考、が重要となるが、それらを保証しサポートする都市が新たな都市モデルとして注目されているのである。

　従来から、問題解決と創造性とは異なるものとして考えられてきた。通常の問題解決では、解決者は、問題の存在や性質を理解し、問題を解くために必要な特別の知識を所有し、解の形式を知っていることを前提としている。「問題解決」と「創造的な問題解決」は区別され、後者では問題の知識、解答の方法、解の性質など一部か欠如している場合を考えるものである。つまり、創造性は問題解決に含まれるが、問題の解すべてが創造的であるというものではない（矢野・柴山・孫・西澤・福田,2002,25ページ）。つまり、産業構造が転換するなかで基幹産業を失った都市が持続可能性を確保するための解を求めるのは、前例のない「創造的な問題解決」となるのであり、その解決のためには様々な実験的な試みが求められる所以である。そして、それを担うのがアーティストなど創造的な活動を行う階層「創造階級[[30]](#endnote-30)30)」であるというのが、創造都市のコンセプトである。

　このように創造都市は、芸術文化の創造性を活用する新たな都市モデルであるが、それは同時に、各都市の固有の歴史や文化を重視することを重視したものとなっているため、都市ごとに違った戦略が想定されている。

　このような都市再生モデルが誕生した背景には、経済の分野だけでなく文化の分野でもグローバル化が進展していることへの危機感がある。文化のグローバル化に対抗するためユネスコは、「文化的多様性に関する世界宣言」（2001年）、「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約」（2005年）を採択した。2004年にはこれらの延長線上「文化産業の創造的社会経済的潜在力を解放し,文化的多様性を実現する目的で」（佐々木・水内,2009,16ページ）「創造都市ネットワーク」の結成を世界に呼びかけ、現在7つの部門に29の都市が加盟している。

　２．まとめ

　最後に、自治体文化行政の流れを革新自治体運動との関連から整理するとともに、今後の自治体文化政策の方向を展望する。1970年代の革新自治体主導の文化行政は、従来の社会教育行政から文化政策への移行期であり、いまだ公立文化施設の整備も本格化していなかったので、現在の自治体文化政策の施策とは若干異なるものであった。

　革新自治体は、「自治体革新」を目指すが、これは文化行政においては「行政の文化化」に相当する。各自治体が独自に取り組んだ行政の文化化については、出版社ぎょうせいから加除式のマニュアルともいうべき『行政の文化化』が1984年に出版されている。これは、全国の自治体のなかから優れた取り組みを行っている3，000のケースを取り上げ、各自治体の参考とするための本で、4，000ページという大部のものである。本書冒頭の推薦文で当時自治省事務次官であった石原信雄は「（本書は）今日の重要課題のほとんど全てを網羅しており、各自治体がこれから新しい仕事に取り組む際のまことに貴重な優れた教科書になるものと信ずる。」と本書の内容を絶賛している。このように、1980年代前半までは行政の文化化に期待する声は存在し続けたといえよう（文化行政の時代）。

　しかし1970年代後半からの革新自治体の衰退により自治体革新の声も次第に聞かれなくなる。これに相即するかたちで行政の文化化も失速する。一方で、行政は「文化化」されないまま、文化施設の建設と管理･運営が始まる。自治体文化行政の中心は文化施設建設とその管理･運営となる。しかし、行政の文化化の取り組みが中途半端なまま頓挫したため、市民の意見を十分聞いたり、市場調査を行ったりして計画をたてるのではなく、従来型の行政主導方式により建設された文化施設は、悪い使い勝手などハード面と管理重視・事業軽視の運営などソフト面双方に批判が浴びせられる。ここからアートマネジメントの重要性が主張され、大学などでアートマネジメント教育が展開されるようになる。

しかし、アートマネジメントの専門的知見やノウハウが文化政策のなかに活かされることは少なかった。一般的に行政は、ジェネラリスト志向であり、特定の専門分野に特化することを忌避する性癖がある。東大法学部長を務め丸山真男などを育てた末弘厳太郎は「およそ役人たらんとする者は、万事につきなるべく広く浅き理解を得ることに努むべく、狭隘なる特殊の事柄に特別の興味を抱きてこれに注意を集中するがごときことなきを要す」（末弘,2000,5ページ）と公務員が業務上特定の分野に特別の関心をいだくことを戒めている[[31]](#endnote-31)31)。

（図2）自治体文化政策の変遷



　1980年代からは小さな政府論による様々な改革が実施される。2003年には指定管理者制度が導入され、公立文化施設のなかにも民営化されるものがでてきた。自治体における文化政策に関する専門的知見の欠如は、指定管理者制度導入の際の混乱と同制度運営における過度のコストカット重視などの弊害を生むこととなった[[32]](#endnote-32)32)（文化政策の時代）。

　2000年代に入って金沢市や横浜市の取り組みによりわが国でも創造都市への関心が高まってきた（創造都市の時代）。従来自治体は、芸術文化の文化的価値に着目し政策化してきたが、創造都市政策では、文化的価値に加えて、芸術文化の持つ外部性＝経済的価値や社会的価値にも目を向けるようになる。前述したグラスゴーの事例でも、芸術文化の取り組みが都市再生や経済成長との関連のもとでとらえられていた。創造都市の考え方では、文化への取り組みをトリガーとして、都市再生や文化のまちづくりを目指すところに特徴がある。

　いつの時代にも時代の文化を象徴するものがある。都市型社会をむかえた今日、それは、「都市」そのものとなる。都市構造、都市イメージ、都市住民、都市活動、都市政策、など都市自体がその時代の文化のバロメーターとして機能する。上田篤は、「わたしはいまや文化的な都市づくりこそ、これからの文化のリーダーということになっていくのではないか」と述べている（上田,1983,36ページ）。

　創造都市の理念は、当初の文化行政が目指した「文化のまちづくり」と目標を共有している。「文化のまちづくり」という理念は、一時期忘れ去られるが、今世紀に入って「創造都市」という新たな装いのもと文化都市政策として再生したと考えることができる。前述したように創造都市論は、それぞれの都市固有の歴史と文化を尊重することが基本的視点となっている。

　以上「文化行政の時代」から「文化政策の時代」を経て「創造都市の時代」へといたる時代の流れを追ってきたが、この流れを文化施設の整備状況（文化施設が多いか少ないか）と政策の志向性（ハードかソフトか）を軸に概念化したのが図2である。創造都市の時代の文化政策は、その目指すところは自治体文化行政と同じであるが、政策目標の明確化、政策評価の導入、NPO等との協働の推進などの点でより政策的に進化したものであるといえる。

　地域間格差の拡大と地方の疲弊、少子高齢化の進行、破綻寸前の財政状況、などの困難な経済社会情勢の中で、旧来型の国の補助金に頼った地域運営から自立的な地域経営へ向けて自治体を中心として各地域は個性的なまちづくりが求められる。そこで最も重要なのは、短絡的な経済活性化策ではなく、地域の歴史と文化を尊重しながら住民参画による文化のまちづくりを進めること、地域住民の間に地域に対する愛着と誇りを回復することである。創造都市とは、そのようなまちづくりを含意するマジックワードなのである。

**注**

1. 1) 本稿では、旧日本社会党や日本共産党などの革新勢力

　が首長となった地方自治体を革新自治体とする。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 2) わが国で「文化政策」という用語は戦前、戦中に「文

　化統制」の意味で使用されてきたため、戦後は「文化

　行政」という用語が使用されることとなった。戦後「文

　化政策」という用語を国が使用するのは1989年の文

　化政策推進会議設置に際して文化庁が使用して以降

　である。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 3) かつて大平総理は、9つの政策分野にわたり政策研究

　会を設置したが、その第1グループは「文化の時代」

　（山本七平議長）であり、その成果は1980年に出版

　されている。これは、国として時代に相応しい新たな

　文化政策を開始しようとする取り組みであり、大平総

　理の強い意気込みが感じられる。しかし、残念ながら

　大平総理の死去によりこの報告書の内容が活かされ

　ることなかった。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 4) 最初は、京都市の高山市長が文化観光局設置（1958

　年）、続いて京都府文化事業室設置（蜷川知事,1966

　年）と続く。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 5) 松下圭一によれば、市民文化とは「市民が存在すると

　すれば、市民が当然もつであろうような生活様式、あ

　るいは価値観･行動準則、それにともなう表現活動に

　よってうみだされる文化状況」である（松下,1985,2

　ページ）。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 6) しかし、現実には専門的知識にもとづく文化施設運営

　のノウハウはまだこの時点で自治体にはなかったの

　で、後に「ハコモノ」批判を招くことになり、アート

　マネジメントの重要性が叫ばれるようになる。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 7) その一方で、施設建設の加速により文化に費やされる

　予算額は大きく伸びていく。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 8) 北海道の田中敏文、長野県の林虎雄、徳島県の阿部五

　郎、福岡県の杉本勝二である。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 9) 元横浜市企画調整局専任主幹。関東学院大学名誉教授。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 10) 1964年結成。飛鳥田会長。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 11) 現在に至る国の赤字国債発行は、1975年に始まる（正

　 確には、1965年度の補正予算で1回だけ赤字国債が

 発行されたことがある）。1990年から1993年までは

　 好景気による税収増のため発行されなかった。しか

 し1994年から再び発行され現在に至る。 [↑](#endnote-ref-11)
12. 12) 主に社会党と共産党の相克。これは同和問題に対す

　 る方針の違いをめぐって先鋭化した。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 13) この年に飛鳥田横浜市長、蜷川京都府知事という革

 新自治体のシンボル的存在がともに保守系首長に交

 代した。 [↑](#endnote-ref-13)
14. 14) 直接民主主義を具体化する1万人市民集会に対する

 飛鳥田の熱意は相当なものであった。飛鳥田は、「間

　 接民主主義に限界があるってことは、60年安保の時

 に代議士やってしみじみ感じていたんだ。いくら政

 府をやっつけたって、カエルの面にしょんべんだろ。

 （中略）それで、何かうまい民主主義はないかって

 探してみたら、直接民主主義があった。」と述べて

 いる（飛鳥田,1987,58ページ）。 [↑](#endnote-ref-14)
15. 15) 当時の横浜市会は保守系議員が過半数を占める少数

 与党の状態であった。 [↑](#endnote-ref-15)
16. 16) 飛鳥田は1万人市民集会について「議論自体はそう、

 思ったほど楽しくなかったね。実際市民集会を開い

 てみると、そこで出てくる問題はもう身のまわりの

 ね、ゴミの問題とか何とかっていう問題だけであっ

 て、少なくとも次元の高いものは出ないわけよ。」

 （飛鳥田,1987,61ページ）と自分の理想と市民の現

 実にギャップがあったことを認めている。 [↑](#endnote-ref-16)
17. 17) T＝東京都（美濃部知事）、O＝大阪府（黒田知事）、

 K＝京都府（蜷川知事）、Y＝横浜市（飛鳥田市長）、

 O＝沖縄県（屋良知事）の5つの革新自治体を保守に

 奪還する計画。 [↑](#endnote-ref-17)
18. 18) 権力を奪回した保守系自治体は、それまでの革新自

 治体の特徴的な政策の一部や政治手法を廃止してい

 った。自治体革新という理念も保守自治体では語ら

　 れなくなった。 [↑](#endnote-ref-18)
19. 19) 京都市、京都府、宮城県については、首長のリーダ

 ーシップにもとづく先行事例ではあるが、地域にお

 ける日常生活の問い直しと言った自治体文化行政の

 問題意識を共有しているものとは言い難い（総合研

 究開発機構,1979 ,234ページ ）。 [↑](#endnote-ref-19)
20. 20) 行政への市民参加ではなく、市民文化活動へ行政も

 参加させてもらうという考え方である。 [↑](#endnote-ref-20)
21. 21) Communication Design Institute。京都にある文化

 に関わるテーマを専門領域とするシンクタンク（代

 表川添登＝当時） [↑](#endnote-ref-21)
22. 22) 北海道に限らず、多くの自治体でも平易な用語使い

 をする取り組みは取り組まれ、現在ではどこの自治

 体も平易な用語を使うように変化した。しかし、言

 葉遣いの改革は言葉遣いの改革でとどまり、横路が

 目指したような言葉の改革を契機とした庁内の活性

 化にはいたらなかった。 [↑](#endnote-ref-22)
23. 23) 役所言葉に関しては、1970年代後半神奈川県庁でく

 り広げられた「殿様」論争が有名である。それは県

 の公文書の宛名の敬称を「殿」から「様」に変更す

 るというものであった。 [↑](#endnote-ref-23)
24. 24) 水道の蛇口をひねれば、日本中どこでも水が供給さ

 れるように、文化も全国中で等しく供給されなくて

 はならず、そのためにはいたるところに文化施設を

 整備することが必要だという理論。 [↑](#endnote-ref-24)
25. 25) 文化行政とは、「地域のドラマを創り出し」「地域に

 文化的な生活空間を演出すること」であり、そのた

 めには、民主主義ではなく、少数のプロデューサー

 による総合行政としてまちづくりを行うことが大事

 であるとする考え方。 [↑](#endnote-ref-25)
26. 26) 1980年代にわが国で起きたCIブームも、その本来の

 目的である、企業がもつ特徴や理念を体系化し、そ

 れを簡潔に魅力的に表すということから、単に会社

 のロゴマークをつくるといった狭義のデザインポリ

　 シーに矮小化された。 [↑](#endnote-ref-26)
27. 27) 従来行政としては対象としてこなかった文化領域を

 政策対象とし、「人間性」や「感性」といった価値観

 を政策化しようとした初めての試みとしての限界で

 もあった。 [↑](#endnote-ref-27)
28. 28) わが国で初の大学におけるアートマネジメント教育

 は1991年から慶應義塾大学で始まる。 [↑](#endnote-ref-28)
29. 29) 水戸芸術館、東京芸術劇場（1990）、愛知芸術文化セ

 ンター（1992）、彩の国さいたま県民劇場、よこすか

 芸術劇場（1994）、など。 [↑](#endnote-ref-29)
30. 30) R.Floridaのいうcreative class。 [↑](#endnote-ref-30)
31. 31) 末弘は、将来官僚を志す東大法学部生に対してこの

 ように忠告するのだが、彼自身はこのようなわが国

 の官僚文化には批判的であった。丸山とともに末弘

 の教え子であったのが城山三郎の小説『官僚の夏』

　 の主人公のモデルとされる佐橋滋である。 [↑](#endnote-ref-31)
32. 32) 指定管理者制度は、その制度設計上（１）多様化す

 る住民ニーズへの対応（２）住民サービスの向上（３）

 経費節減の3点を目標としていたが、導入自治体の

 ほとんどは経費節減のみを追求した。

**参考文献**

飛鳥田一雄『飛鳥田一雄回想録 ― 生々流転』朝

　日新聞社,1987年.

上田篤『行政の文化化 ― まちづくり21世紀に向

　けて』学陽書房,1983年.

梅棹忠夫『梅棹忠夫著作集第21巻 ― 都市と文化

　開発』中央公論社,1993年.

梅原宏司「地方自治体の『文化行政』と、その背

　景をなす『市民』『自治』概念の関係についての

　一考察 ― 松下圭一の思想を中心に」『文化経済

　学』第5巻第3号,2007年, 31−45ページ.

梅原宏司「『行政の文化化』がもたらしたもの ―

　1970年代から80年代までの埼玉権の事例を中

　心に」『文化経済学』第6巻第2号,2008年, 47

　−60ページ.

小林真理『文化権の確立に向けて』勁草書房,2004
　年.

佐々木雅幸・水内編著『創造都市と社会包摂』水

　曜社,2009年.

サンケイ新聞自治問題取材班『革新自治体 − 住民

　の為の地方自治を考える』学陽書房,1973年.

清水裕之,『21世紀の地域劇場化 − パブリックシ

　アターの理念、空間、組織、運営への提案』鹿

　島出版会,1999年.

末弘厳太郎『役人学三則』岩波書店,2000年.

鈴木滉二郎「分権化過程における文化権制定法理

　の課題 − 条約−憲法−法律−条例間関係の権利展

　開」『文化政策研究』第1号,2007年,22−34ペ

　ージ.

首都圏文化行政研究会『新編　文化行政の手引き』

　公人の友社,1990年.

全国革新市長会・地方自治センター『資料・革新

　自治体』,日本評論社,1990年.

総合研究開発機構『第1回全国文化行政シンポジ

　ウム　自治と文化 ― 地方の時代をめざし

　て』,電通,1980年.

総合研究開発機構『地域社会における文化行政シ

　ステムに関する研究 』CDI,1975年.

田村明『田村明の闘い　横浜〈市民の政府〉をめ

　ざして』学芸出版社,2006年.

『地方自治職員研修臨時増刊号No.2 総合特集シ

　リーズ２ − 文化行政読本』公務職員研修協

　会,1979年.

津村喬『革新自治体』教育社,1978年.

都市経営総合研究所（坂田期雄所長）『行政の文

　化化 − 生活文化･伝承文化』ぎょうせい,1984

　年.

内閣総理大臣官房調査室『調査月報』14巻3号,

　大蔵省印刷局,1969年.

内閣官房内閣審議室・内閣総理大臣補佐官室（編）

　『大平総理の政策研究会報告書−1　文化の時

　代』,大蔵省印刷局,1980年.

中川幾郎『新市民時代の文化行政 − 文化・自治

　体・芸術・論』公人の友社,1995年.

中川幾郎『分権時代の自治体文化政策 − ハコモノ

　づくりから総合政策評価に向けて』勁草書

　房,2001年.

鳴海正泰「革新自治体の自己革新」『世界』岩波

　書店1976年367巻,164−177ページ.

鳴海正泰「住民自治の復権 − 70年代革新自治の課

　題」『別冊経済評論』1970年8月号.

鳴海正泰「飛鳥田市と革新自治体が切り拓いた地

　平」『都市問題』2006年97巻11号.

P. Booth and R. Boyle, ”See Glasgow, see

 culture,” F.Bianchini and M.Perkinson

 eds.,*Cultural Policy and Urban Regeneration,*

New York, Manchester University Press,

 1994.

松下圭一・森啓編著『文化行政 − 行政の自己革新』

　学陽書房,1981年.

松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店,1985年.

松下圭一『社会教育の終焉』筑摩書房,1986年.

森啓「文化行政のあゆみ」総合研究開発機構『都

　市の文化行政』学陽書房,1979年.

森啓編著『市民文化と文化行政』学陽書房,1988

　年.

宮内ひろみ「文化による都市再生」『地域開発』

　（財）日本地域開発センター,2003年4月号,

　27-31ページ.

宮本憲一「都市とアメニティ」森啓編著『市民文

　化と文化行政』学陽書房,1988年.

矢野正晴・柴山盛生・孫媛・西澤正己・福田光宏

　「創造性の概念と理論」『NII Technical

　Report』,June 2002年.

横山桂次「『革新自治体』の拡大と地方自治の実

　態」東京市政調査会『都市問題』,1976年1月号.

C. Landry and F.Bianchini, *The Creative*

 *City*,London,Demos,1995. [↑](#endnote-ref-32)